

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長 小林 哲也

市町村名 (市町村コード)	熊谷市 (11202)	
地域名 (地域内農業集落名)	三尻地区 (三ヶ尻、拾六間、新堀新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月1日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者48名（認定農業者15名、利用者33名）
- ・地区内の農地に占める田の割合は約70%で、米麦を中心とした水田作物が主体。
- ・地区内の遊休農地は約4.1ha。
- ・三尻地内では担い手が一定数いるものの、後継者がおらず高齢化も進んでいる。規模拡大の意向のある担い手も法人1者のみで離農者が増加した場合遊休農地の増加等が考えられる。
- ・現在の担い手の耕作地は点在しており、作業効率が悪く収益が出づらい状況。
- ・新堀新田地内では、地元の担い手の意向により農地中間管理事業が導入され、農地の集積集約に向けた機運が高まっている。
- ・拾六間地内は市街化区域を含み、集団農地はごく一部の水田に限られる。担い手は数名いるものの市街化区域に近いため積極的に集積集約を進める動きは見られない。
- ・用水はパイプラインを使用しており、施設の老朽化や出水不良などの問題が発生しているが維持管理組合の財源が少なく、適切な修繕が困難な状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在と変わらず米麦中心の二毛作を主とする。
- ・担い手不足や今後農地が空いた場合は、法人を中心に担い手を探していくほか、新規就農者等の若い担い手を呼び込んでいく。
- ・中間管理事業による統一賃料のエリア拡大等を検討し、維持管理組合への確実な支払い体制を作り、パイプラインの修繕費等に充てていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
基本的には現在の耕作者が今後も担っていくが、担えなくなったタイミングで、規模拡大の意向のある担い手へ集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
三尻地内の一部と新堀新田地内では農地中間管理事業が利用され統一賃料での農地の貸借が行われているため引き続き活用していく。また、利用権で契約している農地については更新のタイミングで順次、農地中間管理事業に切り替えていく。 基本的には集積集約を目指す目的で、農地の貸借は農地中間管理事業を活用していく。 農地中間管理事業を利用して集積協力金や維持管理組合の組合費の確保に務める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
パイプラインの修繕や更新等について協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人を誘致し、大規模に農地を貸し付けるような仕組みづくりを進める。 担い手育成塾等を活用し、新規就農者の育成及び担い手確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				